

指定基準改正に伴う 「新規指定自動車整備事業資格取得希望」アンケート

今般、指定自動車整備事業規則が改正となり、従来工員数が最低5人必要とされていたものが「4人」に緩和されました（大型車対象を除く）。

この改正を受け、指定自動車整備事業資格取得を希望する事業場は下記のアンケートにお答えいただき5月31日（木）までに東整振事業課宛FAX下さいますようお願いいたします。

指定自動車整備事業資格取得を希望する	
取得希望時期はいつ頃ですか？	平成 年 月頃
従業員に自動車検査員有資格者はいますか？	いる ・ いない
完成検査場及び検査用機器を共同で利用する施設（共同検査場）ができた場合利用しますか？ （1台当たりの利用料金3,000円程度）	利用する ・ 利用しない 共同検査場の設置は検討中であり、確定ではありません。
連絡事項	

支 部	
認証番号	1 -
事業場名	
所在地	TEL ()

FAX番号 03 (5 3 6 5) 9 2 2 4
(東整振事業課 03 - 5 3 6 5 - 2 3 1 2)